

第15回豊中市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年9月30日(月)午後4時から午後4時25分
2. 開催場所 豊中市役所第一庁舎2階大会議室
3. 出席委員 (13人出席)(1人欠席)

【会長】 辻 博美

【委員】 今井 清 伊山 雅子 浦野 芳博 川上 幸雄
住田 英二 高島 邦子 中尾 常雄 中尾 祐子
西本 健一 半田 益宏 光久 修平 山本 隆史

【欠席委員】 松尾 眞一

4. 議事日程

報告第44号 農地法第4条の規定による転用届出(専決分)について
報告第45号 農地法第5条の規定による転用届出(専決分)について
報告第46号 土地現況証明申込(専決分)について
報告第47号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明について
議案第10号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明について
その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 貢司 副主幹(書記) 渡辺 和彦 書記 多田 和子

6. 会議の概要

山本局長 ただ今から第15回豊中市農業委員会を開会します。豊中市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は社会長にお願いいたします。

議長 ただ今から第15回豊中市農業委員会を開会します。
本日は松尾委員から欠席の連絡が入っており、13名の委員が出席され、定足数に達していますので、豊中市農業委員会会議規則により、本委員会は成立しています。
議事録署名委員について、慣例により出席委員の中から名簿順に、川上委員と住田委員を指名します。

次に、本日の議事日程を事務局から報告します。

渡辺書記 <議事日程を報告>

議長 次に、本日の資料の確認が事務局からあります。

渡辺書記 <資料の確認>

議長 それでは、ただ今から審議に入ります。

日程第1、報告第44号、農地法第4条の規定による転用届出の専決分についてです。

1番について、事務局から報告願います。

渡辺書記 1番については、社会長の担当地区ですので事務局から報告します。

届出人は豊中市中桜塚●丁目の●さん他1名です。

本件の場所は中桜塚●丁目で、8月23日に現地調査を行いました。

地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、既に転用されていますが、始

- 議 長 末書も添付されており、やむを得ないものと見てまいりました。以上、報告します。
ただ今の報告に基づいて、9月3日に受理通知書を発行したものです。
2番について、事務局から報告願います。
- 渡辺書記 2番については、現在農業委員不在の地区ですので事務局より報告します。
届出人は豊中市桜の町●丁目の●さんです。
本件の場所は向丘●丁目で、8月23日に現地調査を行いました。
地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりました。以上、報告します。
- 議 長 ただ今の報告に基づいて、9月3日に受理通知書を発行したものです。
3番について、西本委員から報告願います。
- 西本委員 3番について報告します。
届出人は大阪市淀川区の●さん他2名です。
本件の場所は原田南●丁目で、8月30日に現地調査を行いました。
地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりました。以上、報告します。
- 議 長 ただ今の報告に基づいて、9月6日に受理通知書を発行したものです。
4番について、光久委員から報告願います。
- 光久委員 4番について報告します。
届出人は浜●丁目の●さんです。
本件の場所は浜●丁目で、9月19日に現地調査を行いました。以上、報告します。
- 議 長 ただ今の報告に基づいて、9月27日に受理通知書を発行したものです。
次に、日程第2、報告第45号、農地法第5条の規定による転用届出の専決分についてです。
1番について、事務局から報告願います。
- 渡辺書記 1番については、社長の担当地区ですので事務局から報告します。
譲渡人は走井●丁目の●さん、譲受人は西宮市の●さんです。
本件の場所は走井●丁目で、8月23日に現地調査を行いました。
地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりました。以上、報告します。
- 議 長 ただ今の報告に基づいて、9月3日に受理通知書を発行したものです。
次に、日程第3、報告第46号、土地現況証明申込の専決分についてです。
1番について、事務局から報告願います。
- 渡辺書記 1番について報告します。
届出人は春日町●丁目の●さんです。
所在は向丘●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
9月4日に現地調査を行いました。現況欄に記載のとおり、全くの非農地であることを確認しましたので、報告します。
- 議 長 ただ今の報告に基づいて、9月13日に受理通知書を発行したものです。
次に、日程第4、報告第47号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続

証明です。

本件は、農地の相続税の納税猶予を受けておられる方が、農地の利用状況について、3年ごとに税務署へ提出するために必要な証明です。

1番について、半田委員から報告願います。

半田委員

1番について報告します。

農業相続人は服部西町●丁目の●さんです。適用農地は服部寿町●丁目・名神口●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

議 長

ただ今の報告に基づいて、8月30日に証明を発行したものです。

2番について、事務局から報告願います。

渡辺書記

2番については、社長の担当地区ですので事務局から報告します。

農業相続人は走井●丁目の●さんです。適用農地は走井●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

8月23日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおりの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議 長

ただ今の報告に基づいて、9月4日に証明を発行したものです。

3番について、伊山委員から報告願います。

伊山委員

3番について報告します。

農業相続人は曾根西町●丁目の●さんです。

適用農地は曾根南町●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

9月6日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおりの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議 長

ただ今の報告に基づいて、9月18日に証明したものです。

4番について、高島委員から報告願います。

高島委員

4番について報告します。

農業相続人は長興寺北●丁目の●さんです。

適用農地は長興寺北●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

9月9日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおりの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議 長

ただ今の報告に基づいて、9月20日に証明を発行したものです。

5番について、伊山委員から報告願います。

伊山委員

5番について報告します。

農業相続人は若竹町●丁目の●さんです。

適用農地は北条町●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

9月11日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおりの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議 長

ただ今の報告に基づいて、9月24日に証明を発行したものです。

6番について、西本委員から報告願います。

西本委員

6番について報告します。

農業相続人は勝部●丁目の●さんです。

適用農地は勝部●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

9月11日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおりで作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、9月24日に受理通知書を発行したものです。
7番について、事務局から報告願います。

渡辺書記 7番については、社会長の担当地区ですので、事務局から報告します。
農業相続人は走井●丁目の●さんです。

適用農地は走井●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

9月12日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおりで作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、9月26日に証明を発行したものです。

議長 次に、日程第5、議案第10号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明について、を議題とします。

本件は、農業相続人が農業に従事し、農地の相続税の納税猶予制度の適格者であることの証明願います。本議案については、事務局からの報告に基づきご審議願います。

1番について、事務局から説明願います。

渡辺書記 1番について説明します。

農業相続人は熊野町●丁目の●さんです。

納税猶予の適用を受けようとする農地は西泉丘●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

9月20日に現地調査を行いました。今後も利用状況欄に記載のとおり農業を続けていきたいとのことで、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。

どうぞ、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 地区担当の中尾祐子委員いかがですか。

中尾祐子委員 1番について報告します。

農業相続人の●さんは被相続人の●さんから農業経営を継承し、引き続き農業経営を行っていくと聞いておりますので、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。

議長 ただ今の説明および報告について、ご意見ございませんか。

<意見ある場合は審議>

<異議なしの声>

議長 異議なしと認めます。1番について証明することに決定しました。

議長 次に、その他案件としまして、事務局からの報告をお願いします。

渡辺書記 <資料を説明>

議長 ただ今の説明について、ご意見、ご質問などはございませんか。

<意見ある場合は審議>

<異議なしの声>

ご意見・ご質問等ございます場合は、締切までに事務局へご報告よろしく願います。

議 長 次回の農業委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

多田書記 次回の委員会の日程ですが、10月31日（木）に開催したいと考えております。
開会は午後4時で、場所は豊中市地域共生センター 3階 大会議室です。
現地調査は午後2時30分からとし、調査班は今井委員・西本委員ですが、農地法第3
条許可申請が提出された場合のみ実施します。
以上の日程で行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 それでは、次回の農業委員会と現地調査は、10月31日（木）に決定しました。
これで本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。これをもちまして、本日
の委員会は閉会します。ありがとうございました。